

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ダメ!! ダメ!!

ながらスマホ

酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

酒気帯び運転および幫助

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反省して行った者は講習制度の対象となります。 ※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断路切入入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



広報 するすみ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

また、自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供等に対して新たに罰則が整備されました。

＜発行所＞
佐野警察署
24-0110
閑馬駐在所
65-0131

ライト4の推進!

日没が早まる10月以降は、「車と歩行者が衝突する交通事故」が顕著に増加し、なかでも午後4時台から午後6時台に多発する傾向があります。

そこで、栃木県警では、

「ライト4（フォー）運動」

と銘打ち、午後4時に前照灯を点灯する運動を実施しています。

交通事故防止のため、

日没前の午後4時からの前照灯の早めの点灯にご協力ください。

